

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第十項を改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に一項を加える改正規定のうち同条第六項、第三条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に一号を加える改正規定のうち同項第五号、第四条第二項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に一号を加える改正規定のうち同項第八号並びに第三章の次に一章を加える改正規定のうち第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項中「危険鳥獣」を「緊急対処鳥獣」に改める。

附則第一条第一号中「及び附則第三条」を「、附則第三条及び附則第四条第一項」に改める。

附則第四条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

政府は、この法律の公布後速やかに、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等における「鳥獣」の用語の見直しについて、「野生動物」を用いた用語とする方向で検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。